

I 知事許可漁業の許可申請に関する事項

知事許可漁業の許可申請等については、福島県漁業調整規則（令和 2 年福島県規則第 68 号）（以下「規則」という）の規定、「知事許可漁業の許可等に関する取扱方針（令和 2 年 12 月 1 日施行）」（以下、許可方針）、「知事許可漁業の起業の認可に関する取扱方針（令和 2 年 12 月 1 日施行）」（以下、認可方針）及び「知事許可漁業の変更の許可に関する取扱方針（令和 2 年 12 月 1 日施行）」（以下、変更方針）に基づき、以下のとおりとする。

1 申請書類等の提出先

漁業に関し知事に申請又は届出をしようとする者は、福島県水産事務所に必要な書類を提出すること。（許可方針第2）

ただし、県内に住所を有しない者が申請書を提出しようとする場合には、その住所が所在する都道府県知事の意見書を添えなければならない（規則第 2 条）。

2 知事許可漁業の許可又は起業の認可

(1) 許可又は起業の認可の申請（規則第 8 条）

許可又は起業の認可を受けようとする者は、漁業法第 57 条第 1 項の農林水産省令で定める漁業又は規則第 4 条第 1 項第 3 号から第 9 号までに掲げる漁業にあつては当該漁業ごと及び船舶等ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書（参考様式 1～3）を知事に提出しなければならない。

【申請書への記載事項】

- 一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 知事許可漁業の種類
- 三 操業区域、漁業時期、漁獲物の種類及び漁業根拠地
- 四 漁具の種類、数及び規模
- 五 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数
- 六 その他参考となるべき事項

なお、起業の認可を申請できるのは、漁業法第 57 条第 1 項での農林水産省令で定める漁業及び規則第 4 条第 1 項第 3 号から第 9 号及び第 11 号に掲げる漁業である（認可方針第 1）。

(2) 新規の許可又は起業の認可（規則第 11 条）

ア 新規の許可又は起業の認可に係る公示（規則第 11 条第 1 項）

知事は、許可（規則第 7 条第 1 項及び第 14 条第 1 項の規定によるものを除く。）又は起業の認可（第 14 条第 1 項の規定によるものを除く。）をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数及びその操業の実態その他の事情を勘案して、次に掲げる事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示する。

【制限措置を定める事項】

- 一 漁業種類（知事許可漁業を水産動植物の種類、漁具の種類その他の漁業の方法により区分したものをいう。）
- 二 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数
- 三 推進機関の馬力数

- | |
|-------------|
| 四 操業区域 |
| 五 漁業時期 |
| 六 漁業を営む者の資格 |

イ 公示に基づく新規の許可又は起業の認可に係る申請

新規の許可又は起業の認可を受けようとする者が、アの公示に基づき申請する場合。

(3) 起業の認可に基づく許可申請（規則第7条）

(4) 継続許可（規則第14条第1項第1号）

知事が指定する漁業において、許可の有効期間の満了日の到来のため同一船舶について許可申請する場合。

なお、申請は、従前の許可の有効期間の満了日の3月前から1月前までの間にしなければならない。ただし、これによることが適当でないと認められるときは、知事が定めて公示する期間内に申請すること。

(5) 代船許可（規則第14条第1項第2号）

従来許可を受けていた船舶を当該知事許可漁業に使用することを廃止し、他の船舶について許可又は起業の認可を申請する場合。

(6) 沈没代船許可（規則第14条第1項第3号）

許可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したため、滅失又は沈没の日から6月以内（その許可の有効期間中に限る。）に他の船舶について許可又は起業の認可を申請する場合。

(7) 承継許可（規則第14条第1項第4号）

知事が指定する漁業において、許可を受けた者から、その許可の有効期間中に、許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとする者が、当該船舶について許可又は起業の認可を申請する場合。

3 許可の内容の変更許可（規則第16条、変更方針第2）

(1) 変更の許可を受けなければならない場合

許可又は起業の認可を受けた者が、次のア及びイの区分毎に示す事項の1つ以上を、知事が公示した制限措置と異なる内容により、知事許可漁業を営もうとするときは、許可の内容の変更許可を受けなければいけない。

なお、内容の変更が漁船の改造を伴うものである場合、改造に着手する前に変更許可を受けなければならない。

ア 漁業ごと船舶ごとの許可の場合

(ア) 船舶の総トン数（総トン数に変更がない又は減少に係わるものを除く）

(イ) 推進機関の馬力数（馬力数に変更がない又は減少に係わるものを除く）

推進機関の換装により、表示が馬力^{*}からkWへ変更となる場合、新旧の推進機関の馬力数を馬力^{*}において比較し、増加する場合のみが該当する。

※ 旧漁船法による馬力数表示

(ウ) 操業区域

(エ) 漁業時期

イ 漁業ごとの許可の場合

(ア) 操業区域

(イ) 漁業時期

(2) 変更の許可申請

変更の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書（参考様式5）を知事に提出しなければならない。

【変更許可申請書への記載事項】

- 一 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 漁業種類
- 三 知事許可漁業の許可又は起業の認可の番号
- 四 知事許可漁業の許可又は起業の認可を受けた年月日
- 五 変更の内容
- 六 変更の理由

4 相続又は法人の合併若しくは分割

(1) 申請者死亡により地位を承継した場合（規則第11条第9項）

許可又は起業の認可の申請をした者が当該申請をした後に死亡した場合、その地位を承継した者は、その事実を証する書面を添え、承継の日から2月以内にその旨を知事に届け出なければならない（参考様式17）。

(2) 許可等を承継した場合（規則第17条第2項）

相続又は法人の合併もしくは分割による漁業の許可又は起業の認可の承継は、承継した者が相続又は合併のあったことを証する書面を添えて、承継の日から2月以内にその旨を届け出なければならない（参考様式19）。

5 許可等の失効

(1) 許可等の失効に係る届出（規則第18条第2項）

許可又は起業の認可がその効力を失ったときは、その日から2月以内にその旨を届け出なければならない（参考様式15）。

(2) 許可証の返納（規則第30条第1, 2項）

許可がその効力を失った場合には、速やかに、その許可証を返納しなければならない。許可証の書換え交付又は再交付を受けた場合における従前の許可証についても、返納しなければならない。

また、許可証を返納することができないときは、理由を付してその旨を届け出なければならない（参考様式16）。

6 許可証の写しの証明（規則第25条第2項）

許可証の書換え交付の申請その他の事由により許可証を行政庁に提出中である者が、当該許可に係る漁業を操業するときは、その記載内容が許可証の記載内容と同一であり、かつ、当該許可証を行政庁に提出中である旨を証明した許可証の写しの交付を願い出るものとする（参考様式21）。

7 許可証書換え交付（規則第27条）

許可証の記載事項（漁業の種類、操業区域及び漁業時期に係るものを除く）に変更を生じたとき（船舶の総トン数又は推進機関の馬力数の変更に係るものにあつては、その工事又は機関換装が終了したとき）は、速やかに、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して、許可証の書換え交付を申請しなければならない（参考様式6）。ただし、総トン数の増加、推進機関の馬力数の増加に係る変更は、許可の内容の変更許可を経て、その工事又は機関換装が終了したときに、書換え交付申請を行うこと。

【書換え交付申請書への記載事項】

- 一 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の

所在地)
二 漁業種類
三 許可を受けた年月日及び許可番号
四 書換えの内容
五 書換えを必要とする理由

8 許可証再交付（規則第28条）

許可証を亡失し、又は毀損したときは、速やかに、許可証の再交付を申請しなければならない（参考様式7）。

9 申請書類の内容

（1）操業同意書（参考様式8）

ア あわび漁業、うに漁業

- ・ 操業しようとする共同漁業権漁場の漁業権者の同意書
- ・ 同漁場を地先の海面とする漁業協同組合支所(地区)の支所長(代表)の同意書
- ・ 同漁場であわび漁業、うに漁業を営んでいる採鮑組合の組合長の同意書

イ 小型定置漁業

- ・ 共同漁業権漁場内で操業する場合は、当該漁場及び隣接する共同漁業権漁場の漁業権者の同意書
- ・ 共同漁業権漁場以外の水深27m未満の漁場で操業する場合は、当該漁場の位置から陸側に接する共同漁業権漁場及び隣接する共同漁業権漁場の漁業権者の同意書

ウ 小型底びき網漁業（地方名称 貝けた網漁業（えぞいしかげがい等））、かご漁業、潜水器漁業

- ・ 操業しようとする共同漁業権漁場の漁業権者の同意書

エ 中型まき網漁業、小型まき網漁業、小型機船底びき網漁業（地方名称自家用釣餌料びき網漁業及び自家用釣餌料板びき網漁業）、機船船びき網漁業（しらうお等ひき網漁業）、機船船びき網漁業（おきあみひき網漁業）、機船船びき網漁業（さよりひき網漁業）刺し網漁業（流し網漁業）、かご漁業（沿岸かにかご漁業）、かご漁業（はもかご漁業）、どう漁業、つぼ漁業、固定式刺し網漁業、地びき網漁業

- ・ 操業しようとする共同漁業権漁場の漁業権者または申請者が所属する漁業協同組合長の同意書

（2）操業資格証明書（参考様式9）

漁業権の内容となっている漁業種類のうち、特に規則の漁業許可を必要とするものについては、所属する漁協の組合長から操業資格の証明を受け提出する。

（3）操業協定書

漁場その他で他組合と操業協定があるときは、その事情を明らかにする。

（4）用船契約書(写)、漁船使用承諾書(写)（参考様式10）

申請する船舶が自己所有船でない場合に添付する。

（5）代表者選定届（参考様式11）

2人以上が共同して申請する場合に添付する。共同経営者全員の署名押印が必要である。

（6）権利義務関係説明書（参考様式12）

2人以上が共同して申請する場合に添付する。各共同経営者の出資額、利益金の配分、持分

の割合等を記載する。

(7) 廃業届 (参考様式13, 14, 15)

現在受有している漁業許可を代船で許可申請するときは、受有中の許可は代船に許可される日に廃業することを明らかにすると同時に、被代船の処分も記載する。

また、漁業許可を受有している船舶を使用する権利を取得し、当該知事許可の承継を申請するときは、許可受有者が廃業を届け出るとともに、承継による許可申請者に許可される日に廃業することを明らかにする。

(8) 相続届 (参考様式17, 19)

許可受有者(許可(認可)申請者)が死亡したとき、その許可(地位)が誰に相続(承継)されたかを明らかにする。

(9) 相続同意書 (参考様式18, 20)

相続の届出をする場合に提出する。これに、相続人及び相続同意人全員の印鑑証明書を添付する。

11 申請書類一覧表

(1) 新規許可申請、起業認可申請、継続許可申請、起業の認可に基づく許可申請

	あう潜 わ水 びに器	中小 型型 まま きき 網網	小沖 底合 板に びか きご	小小機 底底船 餌餌船 料料し 板板び きき網 網網	流かど し ごう	固つ 定式 刺し 網ぼ	貝貝 けたた たたこ ほつま きま 等等	貝貝 けたい いしか げ等	か じき 等流 し網	沖合 たこ かご	地 び き 網	小 型 定 置
申請書 (参考様式1~3)	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○
申請理由書	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○
印鑑証明書	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○
認可指令書(写し可)		①	①		①		①	①	①	①		①
操業同意書 (参考様式8)	○	②			②			②			○	○
操業資格証明書(参 考様式9)							○					
操業協定書									○			
船舶検査証書写し									○			
事業計画書									○			
漁具保有明細書									○			
用船契約書(写)又は 漁船使用承諾書(写) (参考様式10)		③	③		③		③	③	③	③		
漁船所有者の印鑑証 明書		③	③		③		③	③	③	③		
代表者選定届(参考 様式11)		④	④		④		④	④	④	④	④	④
権利義務関係説明書 (参考様式12)		④	④		④		④	④	④	④	④	④

- ① 起業の認可に基づく許可の申請場合に添付する。
- ② 共同漁業権漁場で操業する場合に添付する。
- ③ 申請する船舶が自己所有船でない場合に添付する。
- ④ 2人以上が共同して申請する場合に添付する(4ページ参照)。

(2) 代船許可申請、承継許可申請

	代船	承継
申請書(参考様式1~3)	○	○
申請理由書	○	○
印鑑証明書	○	○
許可証又は認可指令書 (写し可)	①	①
操業同意書(参考様式8)	②	②
操業資格証明書(参考様式9)	②	②
船舶検査証書写し	②	②
事業計画書	②	②
漁具保有明細書	②	②
用船契約書(写)又は漁船使用承諾書(写) (参考様式10)	③	③
漁船所有者の印鑑証明書	③	③
代表者選定届(参考様式11)	④	④
権利義務関係説明書(参考様式12)	④	④
廃業届(参考様式13, 14)	○	○
廃業届届出者の印鑑証明書	○	○

- ① 許可証又は認可指令書の写しでも可
- ② 新規許可申請で、必要な漁業種類の場合に添付する(4ページ参照)。
- ③ 申請する船舶が自己所有船でない場合に添付する。
- ④ 2人以上が共同して申請する場合に添付する(4ページ参照)。

(3) 内容変更許可申請、相続、書換え交付申請等

	内容変更 許可	相続	廃業	許可証 書換え	許可証 再交付
申請書(参考様式5~7)	○			○	○
印鑑証明書		①	○		○
許可証又は認可指令書 (写し可)	○	○	○	○	②
変更許可指令書 (写し可)				③	
操業同意書(参考様式8)		④			
操業資格証明書 (参考様式9)		④			
船舶検査証書写し		④			
事業計画書		④			
漁具保有明細書		④			
用船契約書(写)又は漁船使用承諾書(写)(参考様式10)		⑤		⑤	
漁船所有者の印鑑証明書		⑤		⑤	
代表者選定届(参考様式11)		⑥		⑥	
権利義務関係説明書(参考様式12)		⑥		⑥	
廃業届(参考様式15)			○		
漁業許可証返納不能届(参考様式16)			⑦		⑦
相続届(参考様式17, 19)		○			
相続同意書 (参考様式18, 20)		○			
戸籍謄本又は法定相続情報		○			

- ① 相続人及び相続同意人全員の印鑑証明書を提出する。
- ② き損の場合は、許可証(写し可)を添付する。
- ③ 総トン数の増加、推進機関の馬力数の増加に係る変更の場合に添付する。
- ④ 新規許可申請で、必要な漁業種類の場合に添付する(4ページ参照)。
- ⑤ 申請する船舶が自己所有船でない場合に添付する。
- ⑥ 2人以上が共同して申請する場合に添付する(4ページ参照)。
- ⑦ 許可証の返納ができない場合に添付する。

12 申請書類の参考様式

【参考様式1】

〇〇漁業許可（起業認可）申請書

年 月 日

福島県知事

住所

氏名

印

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

下記により、〇〇漁業の許可（起業の認可）を受けたいので、申請します。

記

- 1 知事許可漁業の種類
- 2 操業区域
- 3 漁業時期
- 4 漁獲物の種類
- 5 漁業根拠地
- 6 漁具の種類、数及び規模
- 7 使用する船舶
 - (1) 船名
 - (2) 漁船登録番号
 - (3) 総トン数
 - (4) 推進機関の種類及び馬力数（馬力・kW）
- 8 潜水器を利用するものにあつては、潜水器の種類、型式及び送気装置

（注） 〇〇には申請する漁業の名称を記入する。

【参考様式2】

機船船びき網漁業許可（起業認可）申請書

年 月 日

福島県知事

住所

氏名

㊞

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

下記により、機船船びき網漁業の許可（起業の認可）を受けたいので、申請します。

記

1 漁業種類	しらうお、こうなご (通称めろうど含む) しらすひき網漁業	さよりひき網漁業	おきあみひき網漁業
2 操業区域	取扱方針の規定のとおり	取扱方針の規定のとおり	取扱方針の規定のとおり
3 漁業時期	小底板びき受有船 毎年 3月1日から7月31日まで	小底板びき受有船 毎年 3月1日から6月30日まで	毎年 2月1日から 7月31日まで
	その他の船舶 周年	その他の船舶 毎年 11月1日から6月30日まで	
4 漁獲物の種類	取扱方針の規定のとおり	取扱方針の規定のとおり	取扱方針の規定のとおり

5 漁業根拠地

6 漁具の種類、数及び規模

機船船びき網

7 使用する船舶

- (1) 船名
- (2) 漁船登録番号
- (3) 総トン数
- (4) 推進機関の種類及び馬力数（馬力・kW）

(注) 申請しない漁業種類は斜線で消去する。

【参考様式3】

かご漁業許可（起業認可）申請書

年 月 日

福島県知事

住所

氏名

㊞

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

下記により、かご漁業の許可（起業の認可）を受けたいので、申請します。

記

1 漁業種類	はもかご漁業	沿岸かにかご漁業	かご漁業
2 操業区域	取扱方針の規定のとおり	取扱方針の規定のとおり	取扱方針の規定のとおり
3 漁業時期	毎年 3月1日から 11月30日まで	毎年 4月1日から 9月30日まで	毎年 9月1日から 6月30日まで
4 漁獲物の種類	取扱方針の規定のとおり	取扱方針の規定のとおり	取扱方針の規定のとおり

5 漁業根拠地

6 漁具の種類、数及び規模

かご

7 使用する船舶

- (1) 船名
- (2) 漁船登録番号
- (3) 総トン数
- (4) 推進機関の種類及び馬力数（馬力・kW）

（注） 申請しない漁業種類は斜線で消去する。

【参考様式4】

許 可 番 号	第 号	〇〇漁業許可証		
住 所				
氏 名				
使 用 す る 船 舶	船 名			
	漁船登録番号		総トン数	
	推進機関の種類 及び馬力数			
操 業 区 域				
漁 業 時 期				
許 可 の 有 効 期 間				
条 件				
年 月 日				
福島県知事 印				

【参考様式 5】

〇〇漁業の許可（起業の認可）の内容の変更許可申請書

年 月 日

福島県知事

住所

氏名 ㊟

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

下記により、〇〇漁業の許可（起業の認可）の内容となった事項の変更の許可を受けたいので、申請します。

記

- 1 漁業種類
- 2 知事許可漁業の許可（起業の認可）の番号
- 3 知事許可漁業の許可（起業の認可）を受けた年月日
- 4 変更の内容

項 目	変 更 前	変 更 後

- 5 変更の理由
- 6 変更しようとする時期

（注） 〇〇には申請する漁業の名称を記入する。

【参考様式 6】

〇〇漁業許可証書換え交付申請書

年 月 日

福島県知事

住所

氏名 ㊟

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

下記により、〇〇漁業許可証の書換え交付を受けたいので、申請します。

記

- 1 漁業種類
- 2 許可を受けた年月日及び許可番号
- 3 書換えの内容

項 目	現在の許可証の記載事項	書換えを受けようとする内容

- 4 書換えを必要とする理由

(注) 〇〇には申請する漁業の名称を記入する。

【参考様式7】

〇〇漁業許可証再交付申請書

年 月 日

福島県知事

住所

氏名

㊟

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

下記により、〇〇漁業許可証の再交付を受けたいので、申請します。

記

- 1 漁業種類
- 2 許可を受けた年月日及び許可番号
- 3 使用する船舶
 - (1) 船名
 - (2) 漁船登録番号
 - (3) 総トン数
 - (4) 推進機関の種類及び馬力数 (馬力・kW)
- 4 再交付を必要とする理由

(注) 〇〇には申請する漁業の名称を記入する。

【参考様式8】

操業同意書

年 月 日

福島県知事

組 合 名

組 合 長 名

印

申請人 が、下記により〇〇漁業を営むことに同意します。

記

- 1 漁業種類
- 2 使用する船舶
 - (1) 船名
 - (2) 漁船登録番号
 - (3) 総トン数
 - (4) 推進機関の種類及び馬力数（馬力・kW）
- 3 操業区域
- 4 漁業時期

(注) 〇〇には申請する漁業の名称を記入する。

【参考様式9】

操業資格証明書

年 月 日

福島県知事

組 合 名

組 合 長 名 ⑩

下記の者は、当組合の漁業権行使規則第 条により共第 号漁場内で貝けた網漁業を営むことのできる資格者であることを証明する。

記

住所

氏名

【参考様式10】

漁船使用承諾書

年 月 日

使用者住所

氏名又は名称

所有者住所

氏名又は名称

印

下記により、漁船を使用させることを承諾します。

記

1 漁船登録番号

2 船名

3 総トン数

4 漁業種類

5 使用期間 自： 年 月 日

至： 年 月 日

(注) 写しを添付書類として提出すること。

【参考様式11】

代表者選定届

年 月 日

福島県知事

住所

氏名 ⑩

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

住所

氏名 ⑩

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

住所

氏名 ⑩

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

〇〇漁業に係る共同申請の代表者を下記のとおり選定したので、届け出ます。

記

代表者

住所

氏名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

(注) 〇〇には申請する漁業の名称を記入する。

【参考様式12】

権利義務関係説明書

年 月 日

福島県知事

住所

氏名 ⑩

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

住所

氏名 ⑩

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

_____ 丸 (_____ トン) にかかる〇〇漁業の経営を行うにあつて相互間の権利、義務関係を下記のとおり定める。

記

1 出資割合

%

%

2 共同経営者の権利義務

(1) 漁船の運営及び漁撈に関する一切の権利義務者

(2) 漁獲物の販売に関する一切の権利義務者

3 損失及び利益配分

4 漁業許可の持分

5 その他関係事項については両者協議決定する。

(注1) 小型定置及び地びき網は下線部を削除する。

(注2) 〇〇には申請する漁業の名称を記入する。

【参考様式13】

(代船用)

廃業届

年 月 日

福島県知事

住所

氏名

⑨

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

下記漁船は、私が申請した 丸に対し〇〇漁業の許可がなされるときは、その許可の日に〇〇漁業に使用することを廃止します。

記

1 船舶

- (1) 船名
- (2) 漁船登録番号
- (3) 総トン数
- (4) 推進機関の種類及び馬力数 (馬力・kW)

2 許可を受けた年月日及び許可番号

3 旧船の処分

(注) 〇〇には申請する漁業の名称を記入する。

【参考様式14】

(承継用)

廃業届

年 月 日

福島県知事

住所

氏名

⑨

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

下記漁船は、(住 所) (氏名又は名称) が申請した同船に対して〇〇漁業の許可がなされたときには、その許可の日〇〇漁業に使用することを廃止します。

記

1 船舶

- (1) 船名
- (2) 漁船登録番号
- (3) 総トン数
- (4) 推進機関の種類及び馬力数 (馬力・kW)

2 許可を受けた年月日及び許可番号

(注) 〇〇には申請する漁業の名称を記入する。

【参考様式15】

(廃業用)

廃業届

年 月 日

福島県知事

住所

氏名 ⑩

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

住 所

届出者代理人 ⑩

届出者との続柄

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

下記漁船を〇〇漁業に使用することを廃止します。

記

1 船舶

- (1) 船名
- (2) 漁船登録番号
- (3) 総トン数
- (4) 推進機関の種類及び馬力数 (馬力・kW)

2 許可を受けた年月日及び許可番号

3 廃止の理由

(注1) 届出者本人が申請する場合は「届出者代理人」に係る記載を削除する。

(注2) 漁船を使用しない漁業は下線部を削除する。

(注3) 〇〇には申請する漁業の名称を記入する。

【参考様式16】

漁業許可証返納不能届

年 月 日

福島県知事

住 所

届 出 者 ⑩

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

住 所

届出者代理人 ⑩

届出者との続柄

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

下記の理由により漁業許可証を返納することができないので、届け出ます。

記

- 1 漁業種類
- 2 許可を受けた年月日及び許可番号
- 3 許可船舶
 - (1) 船名
 - (2) 漁船登録番号
 - (3) 総トン数
 - (4) 推進機関の種類及び馬力数 (馬力・kW)
- 4 返納することができない理由

(注1) 届出者本人が申請する場合は「届出者代理人」に係る記載を削除する。

(注2) 漁船を使用しない漁業は、「3 許可船舶」に係る記載を削除する。

【参考様式17】

(申請中用)

相続届

年 月 日

福島県知事

住所

氏名 ㊟

下記漁業の許可（認可）申請者 が 年 月 日死亡したため、今般その地位を承継することになりましたので届け出ます。

記

1 漁業種類及び申請年月日

漁業（ 年 月 日）

漁業（ 年 月 日）

漁業（ 年 月 日）

漁業（ 年 月 日）

漁業（ 年 月 日）

2 使用する船舶

(1) 船名

(2) 漁船登録番号

(3) 総トン数

(4) 推進機関の種類及び馬力数（馬力・kW）

【参考様式18】

(申請中用)

相続同意書

年 月 日

福島県知事

住所

氏名 ㊟

下記漁業に係る許可（認可）申請者（住所）
（氏名） の死亡による 丸（ トン、FS ー 、 馬力）の
当該許可（認可）申請については、上記の者がその地位の承継をすることに同意します。

記

1 漁業種類及び申請年月日

漁業（ 年 月 日）
漁業（ 年 月 日）
漁業（ 年 月 日）
漁業（ 年 月 日）
漁業（ 年 月 日）

2 同意者 住 所
氏名又は名称 ㊟
" 住 所
氏名又は名称 ㊟
" 住 所
氏名又は名称 ㊟
" 住 所
氏名又は名称 ㊟

【参考様式19】

相続届

年 月 日

福島県知事

住所

氏名 ⑩

下記漁業の許可受有者 が 年 月 日死亡したため、今般その持ち分を相続
することになりましたので届け出ます。

記

1 漁業種類及び許可番号

漁業（許可番号第 号）
漁業（許可番号第 号）
漁業（許可番号第 号）
漁業（許可番号第 号）
漁業（許可番号第 号）

2 使用する船舶

- (1) 船名
- (2) 漁船登録番号
- (3) 総トン数
- (4) 推進機関の種類及び馬力数（馬力・kW）

【参考様式20】

相続同意書

年 月 日

福島県知事

住所

氏名

印

下記漁業に係る許可受有者（住所）
（氏名） の死亡による 丸（ トン、FS ー 、 馬力）の
当該許可の承継については、上記の者がその地位の承継をすることに同意します。

記

1 漁業種類及び許可番号

漁業（許可番号第 号）
漁業（許可番号第 号）
漁業（許可番号第 号）
漁業（許可番号第 号）
漁業（許可番号第 号）

2 同意者

住 所
氏名又は名称
〃 住 所
氏名又は名称
〃 住 所
氏名又は名称
〃 住 所
氏名又は名称

印

印

印

印

【参考様式21】

証明願

年 月 日

福島県水産事務所長

住所

氏名

⑩

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

福島県漁業調整規則第25条第2項の規定に基づき、裏面許可証写が〇〇漁業許可証と記載内容が同一であり、かつ下記により当該許可証を提出中であることを証明してください。

記

- 1 提出の事由 のため
- 2 提出の期間 年 月 日から 年 月 日までの期間
- 3 提出する行政庁

証明願のとおり相違ないことを証明する。

ただし、この証明の有効期限は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

年 月 日

福島県知事

(注) 〇〇には該当する漁業の名称を記入する。

12 漁船の表示義務

(知事許可漁業)

漁業の種類	表示様式			表示期間	根拠法令	
	許可番号及びその表示位置	船体塗装など				
福島県知事許可漁業	中型まき網	フシ中〇〇	両舷側の中央部		操業中	福島県漁業調整規則第31条
	小型まき網	フシ小〇〇	同上		同上	同上
	機船手繰り網 小底板びき網	フシ〇〇	同上		同上	同上
	餌料びき網	フシ自〇〇	同上		同上	同上
	餌料板びき網	フシ自板〇〇	同上		同上	同上
	貝けた（ほっき等、こたま等）	フシ手〇〇	同上		同上	同上
	貝けた（えぞいしかげがい等）	フシ手〇〇	同上	たて50cm、よこ50cmの黄色の標旗を船橋の上約1mの場所など見やすい場所に掲揚	同上	許可番号：福島県漁業調整規則第31条 船体塗装：許可の条件
	さし網（流し網）	フシ流〇〇	同上	船橋の両側を5cm幅で帯状に青色塗装	同上	同上
	かじき等流し網	福カ流〇〇	同上		同上	福島県漁業調整規則第31条
	固定式さし網	フシ固〇〇	同上	船橋の両側を5cm幅で帯状に黄色塗装	同上	許可番号：福島県漁業調整規則第31条 船体塗装：許可の条件

- 備考 1 表示文字中の〇〇は許可番号を示すものとする。
- 2 各文字及び数字は、次により明瞭に表示する。
- (1) 各文字及び数字の大きさは、8cm以上とすること。
 - (2) 各文字及び数字の太さは、2cm以上とすること。
 - (3) 各文字及び数字の間隔は、2.5cm以上とすること。

13 知事許可漁業の許可期間等

漁業種類	有効期間	更新時期	操業期間	適格船
あわび	1年	—	5/1～9/30	—
うに	1年	—	5/1～9/30	—
中型まき網	3年	—	周年	15トン未満
小型まき網	3年	—	周年	5トン未満
小底板びき網	3年	9月1日	9/1～翌6/30	15トン未満
小底餌料びき網	3年	8月1日	周年	7トン未満
小底餌料板びき網	3年	8月1日	9ヵ月を限度とした期間	7トン未満
貝けた網（ほっきがい等）	3年	8月1日	6/1～翌1/31	5トン未満
貝けた網（こたまがい等）	3年	8月1日	6/1～翌1/31	7トン未満
貝けた網（えぞいしかげがい等）	3年	8月1日	1/20～3/20	7トン未満
船びき網（しらうお等）	3年	8月1日	周年	7トン未満
船びき網（さより）	3年	8月1日	11/1～翌6/30	7トン未満
船びき網（おきあみ）	3年	8月1日	2/1～7/31	7トン未満
船びき網（小底受有しらうお等）	3年	8月1日	3/1～7/31	7トン未満
船びき網（小底受有さより）	3年	8月1日	3/1～6/30	7トン未満
船びき網（小底受有おきあみ）	3年	8月1日	2/1～7/31	7トン未満
さし網（流し網）	3年	8月1日	周年	7トン未満
さし網（かじき等流し網）	1年	12月8日	12/16～翌8/31	10トン以上
はもかご	3年	8月1日	3/1～11/30	7トン未満
沿岸かにかご	3年	8月1日	4/1～9/30	7トン未満
かご	3年	8月1日	9/1～翌6/30	7トン未満
沖合かにかご	3年	8月1日	12/1～翌4/30	100トン未満
沖合たこかご	1年	7月1日	7/1～8/13	7トン未満
どう	3年	8月1日	周年*	7トン未満*
つぼ	3年	8月1日	10/1～翌3/31	7トン未満
固定式さし網	3年	8月1日	9/1～翌7/31	7トン未満
潜水器	3年	5月1日	当該漁業権者が同意した期間内	—
小型定置	3年	11月30日	周年*	—
地びき網	3年	8月1日	6/1～9/30	—

※ 例外あり